

国税庁が試行通達を策定、大都市で先行実施

超富裕層の管理体制を強化、 国税当局の対応が明らかに

超富裕層に関する管理・調査体制の強化を図るために国税庁が策定した試行通達（当局内部通達）の内容が本誌取材により明らかとなった。試行通達によると、国税当局から見込保有資産総額（国外財産調書や財産債務調書などにより把握）などの判断基準により超富裕層に指定されると、その個人だけでなくその個人の主宰法人や関連する個人・法人を含めた名簿が作成・管理される。管理対象者は3つ（ABC）の区分に分けて管理されるが、このうちA区分（課税上の問題が想定され調査企画の着手が相当と認められる者）に該当する超富裕層については、資料情報等を集約・分析後、調査が企画される。

今回の試行通達の取組みは、平成27事務年度においては東京・大阪・名古屋の3つの局で実施される。全国的な展開は平成28事務年度以降において検討される見込みだ。

国外財産調書や財産債務調書、マスコミ記事等が資産把握の材料に

富裕層に対する税務調査に関し国税当局では、平成26事務年度から特に資産規模が大きい“超富裕層”をターゲットにした専門のプロジェクトチームを東京・名古屋・大阪の3つの国税局に立ち上げている。

このほど、国税庁が策定した「重点管理富裕層に係る管理等の試行について（指示）」（以下「試行通達」）は、このプロジェクトチームの取組み状況を踏まえ、特に重点的に管理すべき富裕層（以下「重点管理富裕層」）に関する管理・調査体制の充実強化を図るために策定されたものだ。

形式基準と実質基準で超富裕層を判定

具体的にみると、国税当局がターゲットにする「重点管理富裕層」に該当するか否かは、「形式基準」と「実質基準」により判断される。このうち形式基準は、見込保有資産総額が特に大きい者を重点管理富裕層に指定

するもの。見込保有資産総額は、国外財産調書や財産債務調書にくわえ、会社四季報やマスコミ記事などにより把握されるもようだ。また、実質基準は、形式基準を満たさない場合であっても、一定規模以上の資産を保有し、かつ、国際的租税回避その他の富裕層固有の問題が想定され、特に指定する必要があると認められる者を重点管理富裕層に指定するもの。重点管理富裕層に指定されると、その個人だけでなくその個人の主宰法人や関連する個人・法人を含めた名簿が作成・管理される。

課税上の問題があれば調査企画に着手

重点管理富裕層への調査対応について試行通達では、①課税上の問題が想定され調査企画の着手が相当と認められる者（A区分）、②課税上の問題は顕在化していないものの多額な保有資産の異動が見受けられるなど継続

【表】 管理対象者の区分に応じた国税当局の対応

管理対象者	国税当局の対応
課税上の問題が想定され調査企画の着手が相当と認められる者（A区分）	<p>管理対象者グループに係る課税上の問題点の抽出等に必要な資料情報を集約・分析し、局課税総括課は、試行部署との協議を経て調査企画部署に調査企画を指示する。</p> <p>なお、調査企画が終了するまでの間は、管理対象者の関連法人等（局調査課所管法人を除く。）を含め、原則として局署において調査を実施しないものとする。</p> <p>また、基幹法人または関連法人が局調査課所管法人である場合には、試行部署が調査管理課等と当該法人に対する実地調査計画および当該管理対象者グループの管理に有効な資料情報の収集等について協議する。</p>
課税上の問題は顕在化していないものの多額な保有資産の異動が見受けられるなど継続的な注視が必要と認められる者（B区分）	<p>管理対象者グループにおける保有資産の動向や不審取引の有無等を多角的に分析するため、有効な資料情報の収集・蓄積に積極的に取り組む。なお、当該管理対象者については、関連法人等を含め、原則として局署において調査を実施しても差し支えないが、調査の際には、試行部署が局課税総括課経由により、主管課を通じて調査担当部署または関係部署に対し、当該管理対象者グループに関する多角的な検討・分析に有効な資料情報の収集等について具体的に指示または依頼する。</p> <p>また、調査が予定されていない関連法人等についても、当該管理対象者グループに関する有効な資料情報の把握等のため必要と認めるときは、局課税総括課は、試行部署および関係部署と協議の上、適時に当該関連法人等に対する調査の実施を指示または依頼できる。</p>
AおよびBのいずれにも該当せず経過観察が相当と認められる者（C区分）	<p>関連法人等を含め、原則として局署において調査を実施しても差し支えないが、調査の際には、当該管理対象者グループまたは富裕層一般における投資行動等に関する有益な情報を入手することができるよう、局課税総括課が試行部署と協議の上、主管課を通じて調査担当部署または関係部署に対し、収集等すべき事項を具体的に指示または依頼する。</p>

的な注視が必要と認められる者（B区分）、
③ A・B区分以外で経過観察が相当と認められる者（C区分）の3つの区分を設定している（表参照）。

具体的にみると、A区分に該当する重点管理富裕層については、課税上の問題点の抽出等に必要な資料情報等を集約・分析後、調査が企画される。このとき、調査企画が終了す

るまでの間は、原則として局署における実地調査は実施されない。

また、B区分およびC区分については、直ちに調査が企画されることはないものの、局署による実地調査が行われる際に、調査担当者に対し資料情報の収集等に関する指示が出されるもようだ。